

別紙1

仕 様 書

アスベスト分析調査業務（その2）（以下「業務」という。）は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、業務の受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、委託料の範囲内において実施することとする。

1. 業務場所

下関市王司神田六丁目9番1号ほか（下関市立王司小学校ほか）

2. 業務対象箇所

別添一覧表・平面図参照

計 17 検体

対象箇所は、別添一覧表のとおり。

（採取建材の位置は、高さ3.3m以下で脚立足場で採取範囲とする。）

3. 業務の内容

（1）試料採取

石綿側に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】（令和4年3月厚生労働省）に基づき、試料は、原則として試料採取範囲から1検体につき3箇所から採取すること。ただし、成形板を除く。

試料採取にあたっては、所要の防護対策を講じること。

試料採取にあたっては、周囲へ石綿粉じん等が飛散しないよう粉じん飛散防止材を噴霧する、採取個所に硬化剤を噴霧する等適切な措置を講ずること。

また、試料採取により仕上げ材の一部に欠損が生じる場合は、現場の状況に応じ、床・壁についてはモルタル・シーリング材、天井ボード類についてはビニルテープ等を用いて補修すること。

試料採取を行う技術者には、「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者を充てること。

（2）分析

アスベスト含有率の分析方法は、J I S A 1 4 8 1-1に基づく定性分析及び「石綿側に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(第2版)」

（令和4年3月厚生労働省）に基づく、アスベスト質量分率の推定を行う。

4. 委託期間

契約締結日から令和8年7月24日までとする。

5. 業務仕様

分析結果の速報を、分析調査後直ちに監督職員へ報告すること。

業務の遂行にあたっては、建築基準法ほか関係法令を遵守するものとする。

なお、不明な点については事前に監督職員と協議し承認を得るものとする。

6. 提出書類

(1) 着手前に工程表、管理技術者届、業務計画書及びその他監督職員の指示するもの。

(2) 分析調査後における報告書（速報）

分析調査後における報告書（速報）を令和8年6月15日までに提出すること。

(3) 完成後に完成報告書（業務写真、分析結果報告書）2部及び成果物電子データ(CD-R)その他監督職員の指示するもの。

7. 現場・安全管理

(1) 業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。

(2) 業務箇所における事故および災害防止の措置を確実に講ずること。

(3) 事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに監督職員および関係官公署に報告しなければならない。

(4) 業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

(5) 業務中の立会検査は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 試料採取日程等については、学校との協議により決定するものとする。